

背景・課題

我が国の在留外国人は令和3年末で277万人。過去30年で約3倍に増加し、日本語学習者も令和元年で約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響の入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化した。令和4年度から回復傾向にあることから、以後、外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和4年度改訂）、「同ロードマップ（令和4年度）」や円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（閣議決定）」を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保が必要

2 日本語教育の質を維持向上させるための施策が必要

事業内容

1 確保 展開・学習機会の全国 日本語教育の全国	①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進(拡充) 685百万円 (500百万円) ○ 令和元年以降、地域日本語教育の中核を担う都道府県等が、市町村や関係機関と連携し、教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。 ○ 令和5年度は全体の8割(48→55(予定))、参照枠活用や日本語教育機関との連携等の取組に対し補助率加算。	②日本語教室空白地域解消の推進強化(拡充) 207百万円 (132百万円) ○ 日本語教室空白地域の市区町村に対してアドバイザーを派遣し、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。 ○ インターネットを活用した日本語学習教材(つなひろ)の開発・提供。「日本語教育の参照枠」動画コンテンツを追加、避難民向け言語を追加	③「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業 24百万円 (24百万円) NPO法人、公益法人、大学等が行う、日本語教育の教育上の課題や都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組を支援。(外国人コミュニティの社会参加、難民コミュニティ支援 など)	条約難民等に対する日本語教育(拡充) 165百万円 (55百万円) 条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育を実施。 在アフガニスタン大使館職員等の難民認定による支援を含む。
	2 向上等 日本語教育の質の	①「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発等 25百万円 (25百万円) 令和3年度に策定された「日本語教育の参照枠」の活用を促進するため、令和4年度に引き続き、生活・留学・就労等の分野での教育の内容・方法等のモデルや教材等を開発。	②日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業(拡充) 310百万円 (201百万円) 日本語教師の養成に必要な「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版(平成31年)及び新たな資格制度の検討状況を踏まえ、 ①現職日本語教師研修プログラム普及、 ②日本語教師養成・研修推進拠点整備、 ③日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修を実施。	③資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上(拡充) 231百万円 (51百万円) 日本語教師の新たな資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度に関する法案提出を視野に、 ①資格に係る試験システム導入及び試験の実施、 ②認定機関等に関する情報掲載のサイト構築・検証を行う。

アウトプット(活動目標)

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育人材の質を高める取組の展開

アウトカム(成果目標)

- ・日本語学習者の増(日本語教育環境の整備)

インパクト(国民・社会への影響)

- ・外国人との共生社会の実現

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案(仮称)の概要

検討中

趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度を創設するとともに、認定日本語教育機関において日本語教育を行う者の資格を整備する。

【日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第四十八号)】
 (日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等)

第二十一条 国は、日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上並びに処遇の改善が図られるよう、(略)国内における日本語教師(略)の資格に関する仕組みの整備(略)を講ずるものとする。

附則

第二条 国は、(略)日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの(略)に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

検討中の主な内容

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

- 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の**文部科学大臣認定を受けることができる**。

(想定される具体的内容)

- ・文部科学大臣による認定機関の情報の多言語公表
- ・認定機関の設置者に対する文部科学大臣が定める表示の使用許可
- ・文部科学大臣による段階的な是正措置 など

※ 文部科学大臣、法務大臣その他の関係行政機関の長との連携について規定

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために**必要な知識及び技能についての試験に合格し**、文部科学大臣の登録を受けた者が実施する**研修を修了した者は、文部科学大臣の登録を受けることができる**。

外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

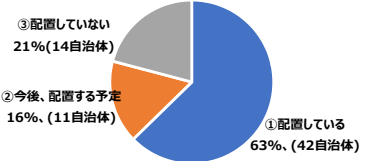
685万円
500万円)



背景・課題

- 令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「成長戦略フォローアップ」においても、地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている。
- 都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施について対応が十分でないなどの課題がある。
- 文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、令和4年度中に「生活Can do」を公開予定。また、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」を取りまとめ予定であり、課題をふまえた地方公共団体等における今後の日本語教育の方向性を示すこととなる。
- 日本語教育の水準の維持向上を図るための日本語教育機関の認定制度等の新たな法案について、早期提出を視野に検討を進めており、「生活」に関する教育を行う機関もその対象として検討中である。

都道府県・政令指定都市における
コーディネーターの配置状況



「都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議」資料
(文化庁：令和4年1月)

事業内容

1. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】

対象：都道府県・政令指定都市 補助率：1/2【最大2/3（予定）】 要件件数：55件（昨年度47件）

(1) 広域での総合的な体制づくり

- 日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
 - 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
 - 日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置
- 地域日本語教育
コーディネーターの
人数増要求【2人→3人】

(2) 地域の日本語教育水準の向上

- 域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）
- 「生活」に関する教育課程を置く機関の設置または連携に向けた準備のため行う、以下のような日本語教育
 - 「日本語教育の参照枠」、「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
 - 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示されるレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育

(3) 都道府県等を通じた市町村への支援【市町村向け間接補助分：特別交付税措置】

市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援

※(2)②を実施する団体に対する補助率加算【最大2/3（予定）】

2. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等の開催

アウトプット（活動目標）

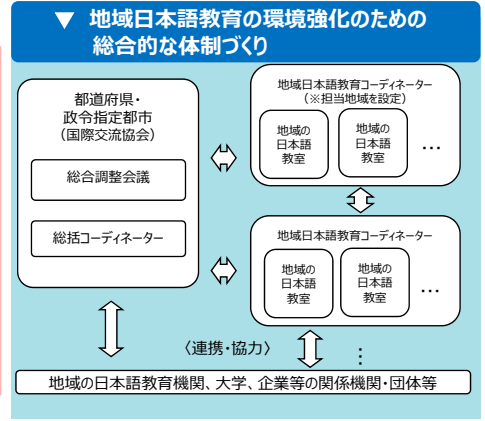
- 地域日本語教育の環境を強化するため、総括コーディネーターの配置や総合調整会議の設置等を通じた日本語教育の促進
- 本事業の優良事例等の普及と連携強化の促進（情報交換の機会の提供）

アウトカム（成果目標）

国内に居住する外国人の日常生活に必要な日本語能力が向上し、円滑な社会生活を送ることができるようになること。
(日本語を学習した外国人に対してアンケートを実施し、社会生活の変化を測定)

インパクト（国民・社会への影響）

- 外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につながる
- 日本人が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解が深まり、共生社会の実現につながる
- 日本語教室が、外国人にとって、日本語学習のみならず地域での生活を知る場、地域社会との接点、セーフティネットとして機能する



「地域における日本語教育の在り方について」（報告案）のポイント

第82回国語分科会

資料3-2

(文化審議会国語分科会)

背景・目的

- 外国人材の受入が全国的に進む中、学習ニーズの多様化、地域日本語教育の重要性が益々高まっている。
- 「日本語教育の推進に関する法律」(R元年)、同法に基づく「基本的な方針」(R2年間議決定)で、地域日本語教育は地方公共団体が地域の状況に応じた施策を策定、実施することとされたが、その取組は様々。日本語教育人材の不足等を課題として挙げる地方公共団体も多い。
- このような状況を踏まえ、本報告は、
 - 地方公共団体の日本語教育施策の整備・充実に向けた取組について、期待される方向性を示したもの。
 - 「生活者としての外国人」が「自立した言語使用者」として日本語で意思疎通を図り生活できるよう日本語教育プログラムの内容・方法・学習時間の目安を提示。
 - 地域における日本語教育を実施する上で、地方公共団体等関係者の「よりどころ」となる内容を取りまとめた。

ポイント（今後期待される方向性）

- 地方公共団体は日本語教育の推進に関する基本方針を策定すること。
- 「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活Can do」を参照し、自立した言語使用者であるB1レベルまでの日本語教育プログラムを編成すること。

レベル ⇒ A1、A2からB1までを対象とする
学習時間 ⇒ 350-520時間程度を想定

- 地域日本語教育コーディネーターを専任として配置し、専門性を有する日本語教師を一定数確保すること。
- 地域日本語教育コーディネーター、日本語教師、日本語学習支援者は、文化庁事業等等を活用し研修を行い、資質向上を図ること。
- 地方公共団体は、専門性を有する日本語教育機関等と連携し、日本語教育推進体制を強化すること。

C2	熟達した言語使用者
C1	
B2	自立した言語使用者
B1	
A2	基礎段階の言語使用者
A1	

到達レベル	想定学習時間
0～A1レベル	100～150時間程度
A1～A2レベル	100～150時間程度
A2～B1レベル	150～220時間程度
B1～B2レベル	350～550時間程度

○ 外国人材の受入が全国的に進む中、国及び地方公共団体が関係機関と連携して推進する日本語教育施策を整備・充実する際の指針として、文化審議会国語分科会において取りまとめたもの。地域における日本語教育の在り方を考える際の「よりどころ」。

○ 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年閣議決定)で求められた、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り生活できるよう支援するため、地方公共団体等が実施する日本語教育の実践に活用いただくための必要な施策について提言。

1. 現状

- 在留外国人は約296万人、外国人労働者は約173万人(R3年)と過去最高
- 日本語教室がない空白地域の市区町村は、877(46%)
- 日本語教育に関する基本計画を策定している都道府県・政令市は16(24%)
- 日本語教師39,241人のうち半数がボランティア
- 非漢字圏学習者が増加。日本語能力が十分でない者ほど学習に困難を感じ学習していない者が多い傾向にある。

2. 課題

- 定住化傾向が進み、子育てや就労等に必要となる日本語が求められているが、ボランティアによる教室が多く、体系的な教育環境が整備できていない。
- 専門性を有するコーディネーターや日本語教師が不足している。
- 日本語教育に関するリソースには地域によって差がある。
- 日本語教育を希望しても教育機会が得られない者がいる。
- 地方公共団体と日本語教育関係機関の連携が十分できていない地域がある。



3. 基本的な考え方(提言)

- (1) 地域における日本語教育施策の方向性
 - 地方公共団体は日本語教育の推進に関する基本方針・計画を策定すること。
 - 「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活Can do」を参照し、自立した言語使用者であるB1レベルまでの日本語教育プログラムを編成すること。
 - 地域日本語教育コーディネーター等の人材の確保・配置を進めること。
 - オンラインや夜間・土日の教室開催を含めた学習環境の整備を進めること。
 - 地域住民の日本語教育活動への参加を促すこと。
 - 日本語教師や教育機関等と連携し、日本語教育推進体制を強化すること。
- (2) 地域における日本語教育の実施主体
 - 国・都道府県・市区町村が担う役割分担の考え方を整理。
 - 企業等は雇用する外国人の日本語教育に積極的に関与すること。
 - 日本語教育機関、日本語教育の専門家と連携を図ること。
- (3) 対象となる学習者
 - 日本で日常生活を営む日本語学習を希望する外国人等(来日予定者含む)。
 - 国籍や年齢を問わず、難民や非識字者など多様な背景を持つ者に配慮すること。
- (4) 日本語能力やニーズ・学習状況等に関する調査の在り方
 - 「日本語教育の参照枠」のレベル尺度を参照し日本語のレベルやその推移をつかめるよう共通利用項目を見直し、調査を設計すること。

- (5) 日本語教育プログラムの編成
 - 言語・文化の相互尊重を前提としながら自立した言語使用者として日本語で意思疎通を図り生活できることを目標とする。
 - レベル: A1, A2からB1までを対象とすること。
 - 学習時間: 目安として350-520時間程度とすること。
 - 教育内容・方法、評価、プログラムの点検方法等を定めること。
- (6) 日本語教育人材の確保・配置
 - 地域日本語教育コーディネーターを専任として配置、専門性を有する日本語教師を一定数配置すること。
 - コーディネーター、日本語教師が必要な研修等に参加できるようにすること。
 - 日本語学習支援者の活動への参加を促進すること。
- (7) 日本語教育を実施・推進するための連携体制の充実
 - 地方公共団体は、総合調整会議等を設置し、関係機関及び関連部署等と連携する体制を構築すること。
 - 外国人コミュニティ等多様な機関と連携した日本語教育活動を推進すること。
- (8) 地域における日本語教育事業・施策の評価
 - 日本語教育の専門家等に意見を聞き、日本語教育事業・施策の評価を定期的に行うよう努めること。

C2	熟達した言語使用者
C1	自立した言語使用者
B2	
B1	基礎段階の言語使用者
A2	
A1	

到達レベル	想定学習時間
0~A1レベル	100~150時間程度
A1~A2レベル	100~150時間程度
A2~B1レベル	150~220時間程度
B1~B2レベル	350~550時間程度



- ① 我が国に在留する外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につながる
- ② 日本人住民が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解を深めることで、共生社会の実現につながることを期待

「生活者としての外国人」のための日本語教室 空白地域解消推進事業

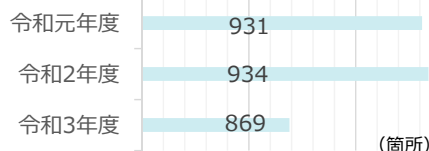
令和5年度要求額
(前年度予算額)

207百万円
132百万円



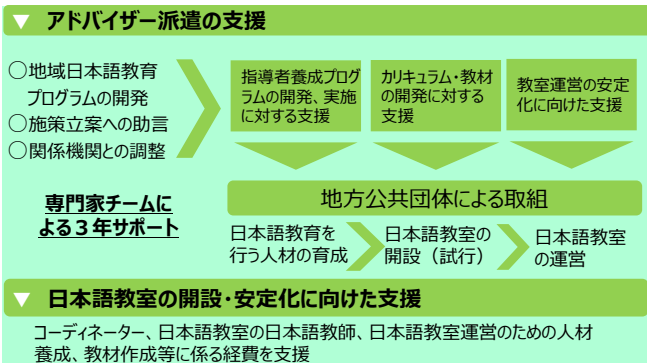
背景・課題

日本語教室が開催されていない市区町村(以下、空白地域)は869である(令和3年11月現在)。その地域に在住する外国人数は177,943人となっており、こうした外国人には日本語学習機会が十分に行き届いていない。そのため、空白地域を対象とする日本語教室の立ち上げと、遠隔による日本語教育の機会提供(ICT教材の開発提供)を中心とした支援を行うことにより、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会を提供する必要がある。



事業内容

1 地域日本語教育スタートアッププログラム



«令和5年度要求件数» 30件(前年度: 30件)

2 ICT教材の開発・提供 拡充



- ▼ 日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」(通称: つなひろ)
 - 3レベルの動画教材(33シーン、約150動画)
 - 対応言語 17言語(令和4年度末)
- 日本語、英語、中国語(簡体字)、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、クメール語、韓国語、ミャンマー語、モンゴル語、タイ語、中国語(繁体字)、ウクライナ語、ロシア語

・令和5年度は、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加し、日本語学習教材の充実を図るとともに、新たに4言語(フランス語、アラビア語等)を追加予定。

3 空白地域解消推進セミナー/日本語教室開設に向けた研究協議会

- ・日本語教室の開設に向けて取り組んでいる市町村を対象としたセミナーの開催
- ・域内市町村において、空白地域が多いあるいはスタートアッププログラムの活用実績が少ない都道府県を対象とする、地域に即した空白地域の解消方法を検討・協議するための研究協議会の開催

アウトプット(活動目標)

- ・市区町村の日本語教室新規開設
- ・空白地域解消推進セミナー等の開催による実践事例の共有
- ・ICT教材の拡充による学習機会の広範的提供

アウトカム(成果目標)

- ・ICT教材の活用により、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会が提供されること。
- ・日本語教室開設のノウハウが共有され、安定した日本語教室の開設が普及すること。

インパクト(国民・社会への影響)

- ・地域に日本語教室が開設し、ICT教材で外国人住民が日本語を習得することにより、近隣住民とのコミュニケーションが円滑になる。
- ・外国人が地域住民として地域社会へ参画することが増え、外国人の受入れが円滑になるとともに、ダイバーシティ効果により地域が活性化する。

「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業（地域日本語教育実践プログラム）

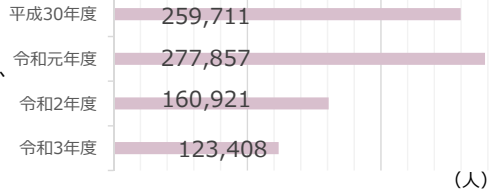
令和5年度要求額
(前年度予算額)

24百万円
24百万円



背景・課題

文化庁が実施した都道府県・政令指定都市に対する調査結果（※）によれば、約6割の団体より、在住外国人等の出身国や地域ごとの背景、「子育て・教育」「就労」等の特定のライフステージによる、特定の課題に対する学習ニーズ（以下、特定のニーズ）が指摘されている。これらのニーズは特定の地域に限らず、全国の地方公共団体が学習ニーズとして挙げており、広域で共通して挙げられる「特定のニーズ」に応じた日本語教育の在り方を検討することが求められる。また、同時に専門性を有する日本語教育人材（地域日本語教育コーディネーター、日本語教師等）の不足についても8割を超える都道府県・政令指定都市により指摘されており、専門性が必要な「特定のニーズ」に対する解決方法の検討が難しい状況にある。



※令和3年度各地域における日本語教育に関する取組について(回答一覧) (R3年度都道府県・政令指定都市日本語教育担当者会議)

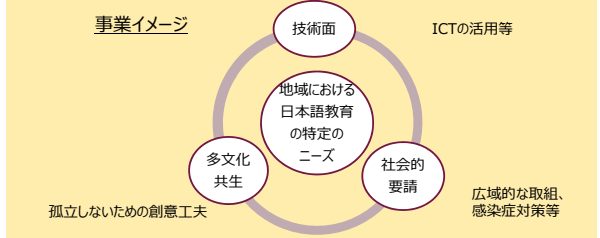
国内の日本語学習者数：(出典)文化庁日本語教育実態調査(令和3年度)

事業内容

NPO法人、公益法人、大学等が行う地域における日本語教育で共通する特定のニーズや課題解決のための先進的な取組の創出を支援。

地域日本語教育における先進的取組の実践を支援

先進的な取組の支援を通じて、外国人の日本での生活に必要な日本語習得、円滑な社会生活の促進、特定のニーズに対応する日本語教育の推進を図る。



想定される取組例

●読み書きに重点を置いた文字学習中心の日本語教育の取組
例: 会話はできても読み書きができない外国人への効果的な日本語学習のために、従来の会話中心の指導方法から文字学習中心の指導方法を実践する取組への支援

●可視化されにくい外国人コミュニティの社会参加に向けた日本語教育の取組
例: 自治体による把握、フォローが難しく、可視化されにくい傾向にある外国人コミュニティが地域社会で孤立しないよう、地域住民と対話による日本語教育の取組への支援

«令和5年度要求件数» 件数：10件（前年度：10件）

アウトプット（活動目標）

- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育に共通する特定のニーズに応じた先進的な日本語教育の在り方の検討。
- 取組の成果の発信や普及及び地域住民の日本語教育への理解の促進。

アウトカム（成果目標）

- 「生活者としての外国人」が日本語を用いて、
- 健康かつ安全に生活を送ることができるようになること。
 - 相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようになること。

インパクト（国民・社会への影響）

- 言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになることで、地域住民・外国人住民双方における多文化共生社会の創生に寄与する。
- 「生活者としての外国人」が自立した言語使用者として生活を送ることで、地域社会への参画を容易にし、社会包摂推進の一助となる。

7

「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業

令和5年度要求額
(前年度予算額)

25百万円
25百万円



背景・課題

在留外国人の増加及び在留資格や背景の多様化を受けて、求められる日本語教育の内容も多様化している。しかし、日本語教育の内容やレベル・評価の指標となる共通の基盤がないため、教育機関や試験団体は独自の指標や基準で教育・評価を実施しており、国内外の教育機関の連携が図りにくくなっており、在留資格や進学・就職の要件として日本語能力を示す上でも課題となっている。

令和3年10月に文化審議会国語分科会が日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法・評価等に関する共通の指標として「日本語教育の参照枠」（いわば物差し）を策定したことから、これを活用した日本語教育モデルの開発が必要である。

「日本語教育の参照枠」とは

欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発され2001年に公開されたヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR: Common European Framework of Reference For Language)を参考に、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。

C2	熟達した言語使用者
C1	
B2	自立した言語使用者
B1	
A2	基礎段階の言語使用者
A1	

事業内容

「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業

▶「生活」「就労」「留学」等の類型の教育モデルを開発

参照枠に示された日本語教育の内容(言語能力記述文: Can doという。)やレベル尺度(A1~C2の6段階)等に対応した教育モデルを開発する。日本語教育プログラムの開発実績を有する専門機関等が生活・留学・就労等の各分野のモデルとなるカリキュラム及び教材・評価手法等を開発することにより、多様な学習目的に応じた教育内容と評価方法を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。(事業期間: 令和4~7年度)

※外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和4年6月改訂)

※日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年6月)

1. 参照枠を活用した教育モデルの開発

※10年以上の実績を有する日本語教育機関を対象とする

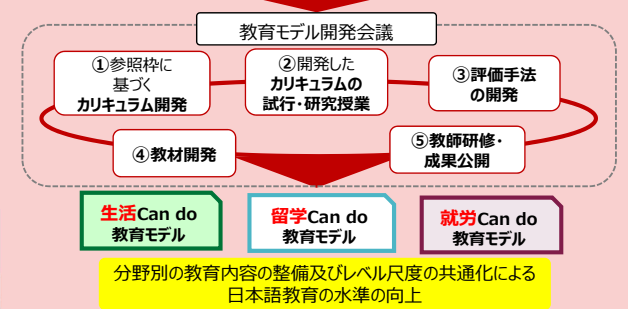
- 事業運営委員会の設置・運営
- 参照枠に基づくカリキュラム開発・試行①②
- 評価手法・教材等の開発③④
- 教師研修カリキュラムの開発⑤

2. 開発した教育モデルの分野所管行政機関による活用を促進

- 1で開発した教育・研修モデルによる研修及び成果報告会の実施により、成果を広く普及⑤
- 授業研究のための公開授業⑤

「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業

- (1) 地方公共団体が実施する生活のための日本語教育機関
- (2) 留学生を対象とした日本語教育機関
- (3) 就労のための日本語教育実施機関 など



アウトプット（活動目標）

- ①共通の指標に基づく教育カリキュラムの開発
- ②教育実践活動のモデルの構築
- ③教育内容に応じた評価手法の開発
- ④公開授業・教師研修の開発
- ⑤分野別日本語教育の連携モデルの開発

アウトカム（成果目標）

- ①共通の指標に基づく教育カリキュラムの質の向上
- ②教育実践活動のモデル構築による授業改善
- ③教育内容に応じた評価手法の改善
- ④公開授業・教師研修による教育の質の向上
- ⑤分野別日本語教育の連携

インパクト（国民・社会への影響）

- 国内外・分野別日本語教育機関間の教育の連携による日本語教育の推進
- 我が国のコミュニケーションの基盤としての日本語教育の質の向上
- 共生社会の実現に寄与

8

「日本語教育の参照枠」等に関する検討の概要

「日本語教育の参照枠」とは

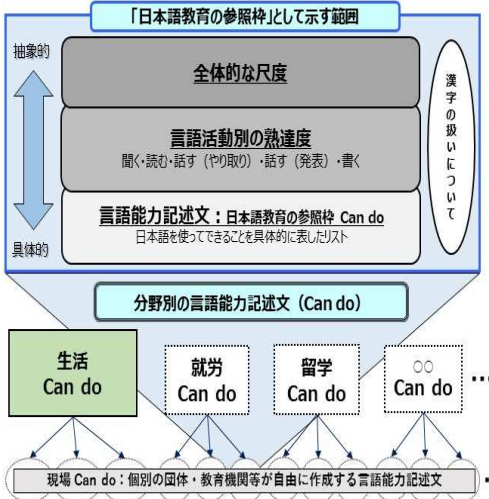
CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）*を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。文化審議会国語分科会日本語教育小委員会が令和元年から検討を開始し、国民の意見募集を経て、令和2年11月に一次報告、令和3年3月に二次報告を取りまとめた。令和3年度最終報告を取りまとめるとともに、活用するための手引き等や「生活Can do」を作成予定。

*CEFRとは

ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR: Common European Framework of Reference for Languages）は、欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発され2001年に公開された。現在では40もの言語で翻訳されている。また、CEFRは言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。

「日本語教育の参照枠」

1. 「日本語教育の参照枠」の全体像



2. 日本語能力評価について

- 「日本語教育の参照枠」における言語教育観に基づく評価の理念
 - ①生涯にわたる自律的な学習の促進
 - ②学習の目的に応じた多様な評価手法の提示と活用促進
 - ③評価基準と評価手法の透明性の確保
- 「日本語教育の参照枠」における日本語能力観と評価の考え方（事例）
- 日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」の対応関係を示す方法
- 社会的ニーズに応える適切な日本語能力判定の在り方について

全体的な尺度（抜粋）

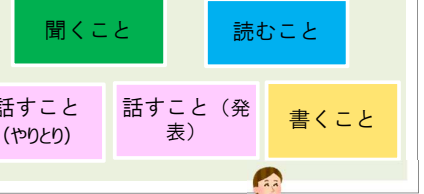
日本語能力の熟達度について6レベルで示したものの

熟達した言語使用者	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
自立した言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出会うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。
基礎段階の言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

*各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基に、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

5つの言語活動

（言語活動別の熟達度を示す）



期待される効果

- 国内外共通の指標・包括的な枠組みが示されたことにより国や教育機関を移動しても継続して適切な日本語教育を受けることができる。
- 生活・就労・留学等の分野別の能力記述文（Can do）が開発され、生活者・就労者・留学生等に対する具体的かつ効果的な教育・評価が可能になる。
- 日本語能力が求められる様々な分野で共通の指標に基づく評価が可能となり、試験間の通用性が高まる。
- 適切な日本語能力判定の在り方が示されたことにより試験の質の向上が図られる。

国内外における日本語教育の質の向上を通して、共生社会の実現に寄与する。

日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

令和5年度要求額
(前年度予算額)

310百万円
201百万円



背景・課題

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。

文化審議会国語分科会の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」（改定版・平成31年3月）において、多様な分野に対応する日本語教師等に求められる資質・能力、教育内容及びモデルカリキュラムが提言された。これを踏まえ、日本語教育人材の養成・研修の「教育内容等」の普及を図るため、養成・研修の現場で活用可能となる実践的なカリキュラムの開発事業を開始し、令和2年度から優良モデルを活用した研修を実施。日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、日本語教師の養成・研修を担う高度な専門人材の育成や、潜在的な日本語教師復帰に資する取組を時限的に実施。

- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年6月に外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂）
- 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月閣議決定）

事業内容

(1) 日本語教師養成・研修推進拠点整備事業 80百万円(新規)

- 目的：日本語教師養成・研修を担う高度な専門人材の育成、地域のニーズに応じた養成研修を行う研修人材育成の拠点を整備。
- 内容：日本語教師養成や研修の担い手の育成プログラムの開発及び研修の実施、大学等を拠点としたネットワークを構築。
- 対象機関：大学・大学院等専門機関
- 件数・単価：8箇所×約1,000万円（令和5年度は全国8ブロック8箇所を予定）

※「日本語教師養成・研修カリキュラム開発事業」（令和元年～令和4年実施）を終了し、新たに実施（15百万円）



(2) 現職日本語教師研修プログラム普及事業 170百万円(174百万円)

- 目的：日本語教師が不足している下記①～⑨の研修を専門にて実施、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進。
 - 内容：審議会報告に基づき開発された優良研修モデルを全国6ブロックで実施。
- 【初任日本語教師研修】
①生活者としての外国人、②留学生、③就労者、④児童生徒、⑤難民等、⑥海外
- 【中堅以上コーディネーター研修】
⑦中堅日本語教師（3～10年目）
⑧主任日本語教師
⑨地域日本語教育コーディネーター
- ※⑩日本語学習支援者研修はR4で終了、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」で対応
- 実施機関：日本語教師養成専門機関



(3) 日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業 60百万円(新規)

- 目的：日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、過去の養成カリキュラムを終了している「潜在的な」日本語教師の復帰を促進。
 - 内容：今後需要が高まる日本語教師不足の解消や現職日本語教師の学びの継続からも、新たな制度創設時期の経過措置の研修を実施。多くの「潜在的な」日本語教師の参加を促すため、オンデマンド研修を令和5年度から法施行後4年まで実施。
 - 件数・単価：2箇所×約3,000万円（令和5年から開発に着手し法施行後4年間実施予定）
 - 実施機関：日本語教育オンデマンド教材開発専門機関
- ※「日本語教師養成・研修カリキュラム開発事業」（15百万円）（令和元年～令和4年実施）を終了し、新たに実施



アウトプット（活動目標）

- ・現職日本語教師の研修事業の全国展開
- ・潜在日本語教師の復帰促進
- ・日本語教師養成研修担当人材の育成強化

アウトカム（成果目標）

- ・優良な養成・研修の全国的な普及
- ・日本語教師の増加及び各分野における活躍
- ・域内の日本語教育ネットワーク拠点

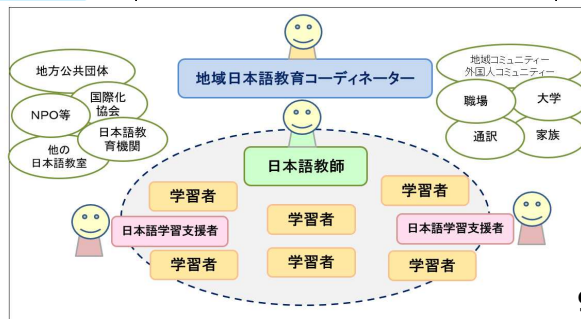
インパクト（国民・社会への影響）

- ・日本語教育の質の向上
- ・外国人との共生社会の実現に寄与
- ・日本語教育の持続可能な推進



日本語教師	日本語学習者に直接日本語を指導する者
地域日本語教育コーディネーター	日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善、日本語教師等に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者
日本語学習支援者	日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に日本語学習者の日本語学習を支援し、促進する者

日本語学習支援者は、
 ○コーディネータや日本語教師と共に、日本語教育の現場にボランティアとして参加し、日本語学習を支援し促進する役割が期待される。
 ○地方自治体等が主催する研修が全国で実施されている。



資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上

令和5年度要求額 (前年度予算額) 231百万円 (51百万円) 文部科学省

背景・課題

在留外国人等が増加する一方、日本語学習ニーズの多様化・高度化に対応する制度や人材が不十分であり、質の高い日本語教育を提供するための仕組みとして、①文部科学大臣による日本語教育機関の認定制度、②適切な指導を行うための専門的な知識及び技能を有していることを保証する日本語教師の新たな資格制度について検討している。

新たな制度を確実に実行するため、令和5年度は、認定を受けた日本語教育機関の情報掲載サイトの構築や日本語教師の資格試験に向けた環境整備を進める。

現行の日本語教師の資格
 (法務省告示基準より抜粋)
 ・大学・大学院の日本語教育に関する課程修了
 ・日本語教師養成研修修了+学士の学位
 ・日本語教育能力検定試験合格
 ・その他

○経済財政運営と改革の基本方針2022

(外国人材の受入れ・共生)

外国人が暮らしやすい地域社会づくりのほか、(中略)日本語教育の推進(注)や外国人児童生徒等の就学促進を進め、(略)

(注)日本語教師の新たな資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度に関する新たな法案の提出(中略)を含む。

○成長戦略フォローアップ(令和4年6月7日)

ii) 高度外国人材の受入促進

・日本語教師の能力等を証明する新たな資格や日本語教育機関の水準の維持・向上を図るための仕組みについて、早期に法案の提出を行う。

事業内容

1. 日本語教師試験等の運用のための環境整備

要求額：200百万円

日本語教師の新たな資格試験を実施を目指して、試験システムの導入を行い、試験システムの検証や問題開発等を目的とした試行試験を令和5年度から令和6年度にかけて計2回実施し、本試験の運用を確実にするための環境整備を行う。

①試験システム環境整備事業

試験実施に係る受験者受付、受験証発行、採点、合格証交付等、工程の簡略化及び確実な試験実施のため、必要最低限の試験システムを導入し、試験事務業務のデジタル化を図る。

(事業期間：令和5年度)

②試行試験実施事業

①で導入した試験システムを用いて、試行試験を実施し、試験問題の開発・分析・改善、試験システムの改修等、本試験の運用に向けた業務の改善等を行う。

(事業期間：令和5・6年度)

2. 日本語教育機関の認定制度等の運用のための環境整備

要求額：31百万円

新たに整備する日本語教育機関の認定制度においては、認定を受けた日本語教育機関に関する情報を、国が多言語で公表することを検討しており、制度運用のために必要な情報掲載サイトの構築・検証を行う。本サイトにおいては、申請者及び審査者の負担軽減のため、申請受付システムの機能を設けて、日本語教育機関の認定、日本語教員の登録、養成機関の申請・審査に活用し、それぞれの申請情報を連携して確実な審査を実施し、効率的に情報掲載できるようにする。本事業においては、サイトの構築及び試行運用を行う。(事業期間：令和5・6年度)

令和5年度試行試験(案)

○対象者：全国で5,000名程度

○会場：全国7か所程度

→全国各地で試行試験を行うことで、少ない回数で精度の高い試行検証を実施し、特定の地域だけでなく、全国へ試験制度・内容の周知を図る

【参考】日本語教師数：約4万人

(文化庁「令和2年度日本語教育実態調査」より)

アウトプット (活動目標)

- ・ 必要な環境の整備
- ・ 資格を取得した日本語教師を配置する日本語教育機関の増加

アウトカム (成果目標)

- ・ 日本語教師の量的・質的向上を図り、多様化・高度化する学習ニーズに対応
- ・ 日本語学習者の増加及び日本語に困難を抱える在留外国人の減少

インパクト (国民・社会への影響)

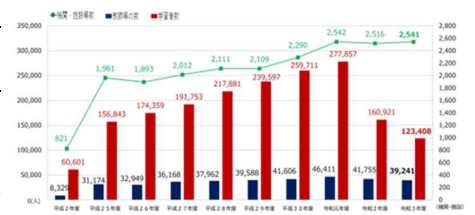
在留外国人等の日本における円滑な社会包摂の実現

背景・課題

在留外国人数が格段に増えている昨今において、日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増え、学習目的も多様化している状況において、**日本語教育を行う機関や日本語学習者及び日本語教師等の実態を把握することは必要不可欠である。**

また、**日本語教育に関する調査を複数の視点から実施し、我が国における日本語教育関連施策等の企画立案を推進するための基礎資料とすることが必要である。**令和元年度以降継続して実施している日本語教師を輩出する大学や日本語教育機関の養成・実習の現状は、日本語教師の新たな資格制度に必要な教育実習を行う機関のより詳細な分析として行うとともに、「日本語教育の参照枠」を踏まえた、日本語教師の養成・研修内容の改善・充実やオンラインを活用した日本語教育の在り方等、現下における日本語教育施策に関連した調査・分析により、日本語教育の推進を図る。

(日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移)



事業内容

1. 日本語教育に関する実態調査 (昭和42年度から実施)

日本語教育実施機関・施設等、日本語教師数、日本語学習者数の実態について、最新の状況を調査する。

2. 日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究 (平成26年度から実施)

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策や日本語教育の推進に関する法律、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を踏まえ、日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究として、令和5年度は以下の4テーマを実施する。

- ① オンライン日本語教育の在り方や手法に関する調査研究 (令和5年度)**
「生活」、「留学」、「就労」等の日本語教育において、増加が見込まれる外国人に対する日本語教育の量的拡大を踏まえ、オンライン日本語教育の在り方や手法に関する調査を行う。
- ② 「日本語教育の参照枠」を踏まえた日本語教師の養成・研修内容の改善・充実 (令和5・6年度)**
「日本語教育の参照枠」やCEFR2020補遺版など、諸外国の取組等を踏まえ、日本語教育の養成・研修内容の見直しに関する調査を行う。
- ③ 大学等における教育実習実態調査 (令和3年度から継続)**
登録日本語教員の資格整備に向け、取得要件の一つである教育実習について、大学等における実施状況等の調査を行う。
- ④ 文化庁届出受理日本語教師養成研修実態調査 (令和元年度から継続)**
文化庁に届出がなされている日本語教師研修機関について、届出内容等の実施状況に関する実地調査を行う。

アウトプット (活動目標)

- ・日本語教育の実態把握
- ・日本語教育の課題解決のための調査研究

アウトカム (成果目標)

- ・日本語教育の実態調査、課題解決の調査の施策への反映
- ・日本語教育の制度や環境整備に活用

インパクト (国民・社会への影響)

- ・日本語教育の質の維持及び向上
- ・外国人との共生社会への寄与

条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育

背景・課題

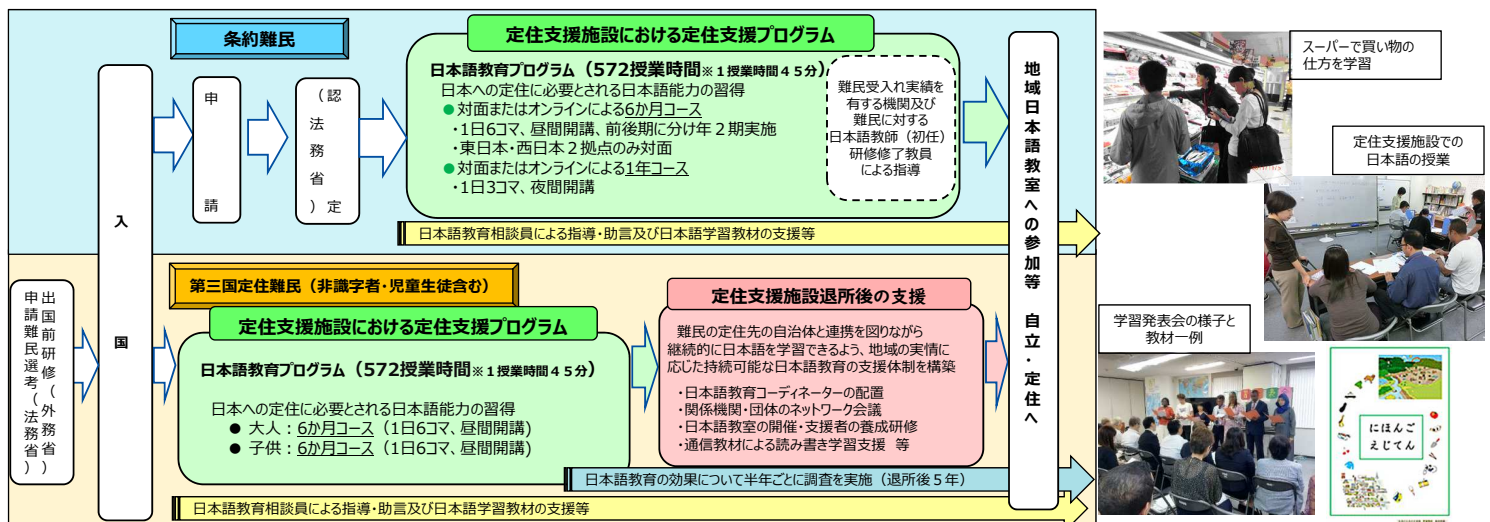
条約難民 (※1) については、「難民対策について (平成14年閣議了解)」及び「条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する当面の具体的措置等について」(同年月日難民対策連絡調整会議決定)に基づき、平成18年から難民認定者に対する日本語教育支援を(年約30名)実施。⇒ **在アフガニスタン大使館職員等を追加支援**

第三国定住難民 (※2) については、平成22年度からタイ・マレーシア国内において一時的に庇護等されているミャンマー難民の受入れを行い、定住支援策として日本語教育支援を実施。平成25年度からは定住支援施設設所後の支援を開始。また、令和2年度以降から、対象・人数を拡充し、アジア地域から**年2回60名の受入れ**を行う方針。新型コロナウイルス感染症による入国制限の緩和により、令和5年度は方針通り、年2回60名の受入れを行う予定。(「第三国定住による難民の受入れの実施について (令和元年閣議了解)」及び「第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について (同年月日難民対策連絡調整会議決定一部改正)

(※1) **条約難民**・・・「難民の地位に関する条約」に定義された難民の条件に該当し、「出入国管理及び難民認定法」によって認定された者。

(※2) **第三国定住難民**・・・難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を第三国定住により難民として受け入れる者。

事業内容



アウトプット (活動目標)

- ・難民等に対する「自立した言語使用者」
- ・B1相当までの日本語教育による自立支援

アウトカム (成果目標)

- ・難民等の自立・定住の促進
- ・定住先自治体の負担軽減

インパクト (国民・社会への影響)

- ・外国人共生社会の実現に寄与

省庁連携日本語教育基盤整備事業

令和5年度要求額
(前年度予算額)

4百万円
4百万円



背景・課題

- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）第27条の規定に基づき、令和元年9月に設置した「日本語教育推進会議」（関係府省庁の局長級で構成）において関係行政機関相互の調整を行うことにより日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るとともに、この調整を行うに際しては、同年9月に設置した「日本語教育推進関係者会議」（日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者で構成）へ意見を聴く。
- 日本語教育を行う機関が持っている教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、これらの日本語教育コンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトである日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）の公開・運用を行うとともに、登録される日本語教育コンテンツの充実を図る。

○日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）（抜粋）

（日本語教育推進会議）

- 第二十七条 政府は、文部科学省、外務省その他の関係行政機関（次項において「関係行政機関」という。）相互の調整を行うことにより、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、日本語教育推進会議を設けるものとする。
- 関係行政機関は、日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者によって構成する日本語教育推進関係者会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

事業内容

○日本語教育推進関係者会議の開催

- 文部科学省、外務省その他の関係行政機関が日本語教育の推進に係り調整するにあたり、日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）第27条第2項の規定に基づき、「日本語教育推進関係者会議」に意見を聴くため、開催するもの。
- 開始年度：令和元年度から

○日本語教育コンテンツ共有化推進事業

- 日本語教育を行う機関が持っている教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、これらの日本語教育コンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトである日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS：Nihongo Education contents Web sharing System）の公開・運用（運用開始：平成25年4月1日）。
- 開始年度：平成23年度から



アウトプット（活動目標）

- 施策検討における専門的な意見の聴取
- 各種日本語教育に係る情報の共通システムの記事掲載数の増加

アウトカム（成果目標）

- 専門的な知見に基づく適切な施策の検討
- 各種日本語教育に係る情報の共通システムへのアクセス数の増加

インパクト（国民・社会への影響）

国民の理解と関心を増進するとともに、適切な知見に基づく施策の実施を通じ、外国人等が社会の一員として受け入れられる共生社会の実現

日本語教育大会の開催

令和5年度要求額
(前年度予算額)

3百万円
3百万円



背景・課題

日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増え、学習目的も多様化している状況に対応した日本語教育の展開が求められている中で、日本語教育の推進に対する国民の理解と関心の増進や日本語教育の情報の提供のために必要な措置を講ずることにより、日本語教育環境を強化することが非常に重要であることから、日本語教育に関する最新情報・先進事例等の共有のためにオンラインによる「日本語教育大会」の開催や関連コンテンツの提供を行う。

○日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月23日閣議決定）（抜粋）

2 国民の理解と関心の増進

外国人等が社会の一員として受け入れられ、社会に参加して共生していくためには、日本語能力を身に付け、日本語により円滑に意思疎通できるようになることが必要である。日本語教育は住みやすい地域づくりや地域の活性化につながる基盤であり、日本社会にとって大きな意義を有する。そのため、国民の理解と関心を増進するために必要な措置を講ずる。

6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

(2) 日本語教育に関する情報の提供等

国内外において日本語の学習を希望する外国人等が利用できる情報は、例えば、学習用コンテンツであれば制作した行政機関等のウェブサイト等を通じて公開されているが、学習希望者や日本語教師、職場等の受け入れ側等が効果的に日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、日本語教育に関する情報を集中的に提供するために必要な施策を講ずる。

事業内容

○日本語教育大会

- オンラインにより、日本語教育に関するシンポジウム及び報告会等を開催し、日本語教育に対する理解の増進を図り、もって、日本語教育の充実と増進に資する。動画コンテンツやシンポジウムの内容は大会当日に限らず文化庁ホームページでの閲覧を可能とする。

（主な参加者：・ボランティア団体、NPO法人等の地域における日本語学習支援者
・大学・専修学校・各種学校、日本語教育機関・施設の教職員・研究者、学生
・地方公共団体（教育委員会を含む。）、国際交流協会職員 等

- 参加者数：700名程度（令和3年度実績）
- 開始年度：昭和51年度から



過去の開催の様子

アウトプット（活動目標）

最新の日本語教育に係る情報及び事例等の共有を図る

アウトカム（成果目標）

外国人等が社会に参加して共生していくために必要な日本語についての正しい理解が進む
先進事例を踏まえた施策の検討が進む

インパクト（国民・社会への影響）

国民の理解と関心を増進するとともに、最新事例を踏まえた施策の実施などを通じ、外国人等が社会の一員として受け入れられる共生社会の実現

背景・課題

- 約10年で、小学校、中学校、高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数は増加している（令和3年:5.8万人(2.5万人増)）。また、平成31年4月、入管法等が改正され、新たな在留資格「特定技能」が創設された。今後、日本語教育を必要とする外国人の数は増加していくことが見込まれる。
- 外国人が教育・就労・生活の場で円滑にコミュニケーションを図り、日本人とともに学び、生活できる環境を整備するため、日本語教育・外国人児童生徒等の教育等の充実を図る。

I. 外国人等に対する日本語教育の推進

令和5年度要求・要望額 1,686百万円 (前年度予算額 1,028百万円)

(1) 日本語教育の全国展開・学習機会の確保

- **外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進** 685百万円(500百万円)
 - ・ 都道府県等が、日本語教育機関や企業等の多様な関係機関と連携して行う日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進し、地域の日本語教育水準の向上を促進する。
- **日本語教室空白地域解消の推進強化** 207百万円 (132百万円)
 - ・ 日本語教室が開設されていない市区町村に対してアドバイザーの派遣や日本語教室の開設・安定化に向けて支援する。
 - ・ インターネット等を活用した日本語学習教材 (ICT教材) を開発・提供する。
- **「生活者としての外国人」のための日本語教育の取組支援** 24百万円 (24百万円)
 - ・ NPO法人、大学や公益法人等が行う地域日本語教育の課題や、都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的な取組を支援する。



(2) 日本語教育の質の向上等

- **「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発等** 25百万円 (25百万円)
 - ・ 「日本語教育の参照枠」を日本語教育の現場に実装できるよう、生活・留学・就労等の分野における日本語教育のモデルとなるプログラムを開発・公開する。
- **日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業** 310百万円 (201百万円)
 - ・ 文化審議会国語分科会が示した教育内容及び新たな資格制度の検討状況を踏まえ、①現職日本語教師研修プログラム普及、②日本語教師養成・研修推進拠点整備、③日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修を実施する。
- **資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上** 231百万円 (51百万円)
 - ・ 日本語教師の新たな資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度の法案提出を視野に、試験システム導入、試行試験の実施、情報掲載のサイト構築・検証を実施する。
- **日本語教育のための基盤的取組の充実** 38百万円 (38百万円) ※デジタル庁予算含む
 - ・ ①日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)の運用、②日本語教育関係者が情報共有等を行う日本語教育大会等の開催、③調査研究等の実施を行う。

(3) 難民等に対する日本語教育

- **条約難民等に対する日本語教育** 165百万円 (55百万円)
 - ・ 条約難民、第三国定住難民等に対する日本語教育を実施する。

II. 外国人児童生徒等への教育等の充実

令和5年度要求・要望額 1,387百万円 (前年度予算額 1,270百万円)

- **日本語指導を含むきめ細かな支援の充実** 1,187百万円 (1,058百万円)
 - ・ 公立学校における日本語指導補助者や母語支援員の活用による指導体制の構築、オンラインによる指導や多言語翻訳システム等のICTを活用した取組など、外国人児童生徒等への支援体制の整備等に向けた学校における自治体の取組を支援する。
 - ・ 外国人の子供の就学状況把握や就学案内、日本語の基礎的な学習機会の提供など、公立学校等への就学促進に向けた学校外における自治体の取組を支援する。
- **日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤の整備** 31百万円 (21百万円)
 - ・ 情報検索サイト「かすたねっと」の充実による教材や翻訳文書の提供等を行うほか、アドバイザーボードの設置・運営等を行う。
- **児童生徒の日本語能力把握の充実に向けた調査研究** 41百万円 (新規)
 - ・ 学校が日本語指導の目標や指導内容を決定する際に基準とするための、DLA (日本語能力把握のための評価ツール) を踏まえた能力記述文 (Can-do) を作成し、その活用方法について検証を行う。
 - ・ 散在地域において、関係機関が連携し、学校において日本語能力や学習歴等の児童生徒の実態を把握する方法・体制を研究する。
- **夜間中学の設置促進・充実** 75百万円 (75百万円)
 - ・ 夜間中学に通う生徒の約8割が外国籍の者であること等を踏まえ、夜間中学の設置促進や、多様な生徒の実態等に応じて夜間中学の教育活動の充実を図るための支援等を行う。
- **外国人学校の保健衛生環境の確保に向けた取組** 53百万円 (63百万円)
 - ・ 外国人学校における保健衛生環境の把握・改善のため、情報発信や相談等を行う窓口の運用、外国人学校を支援するための自治体の取組に関する調査研究を行う。



【参考】外国人留学生の受入れ促進等

※上記の合計予算額には含まれない

留学生受入れ促進プログラム等	3,484百万円 (3,407百万円)
日本留学海外拠点連携推進事業	397百万円 (450百万円)
留学生就職促進プログラム	157百万円 (71百万円)
専修学校留学生の学びの支援推進事業	174百万円 (174百万円)

▶ 日本人と外国人が共に暮らし発展する共生社会の実現